

新城市耐震改修時バリアフリー化事業補助金代理受領に関する事務取扱要領

(目的等)

第1条 この要領は、新城市が交付する新城市耐震改修時バリアフリー化事業補助金において、当該補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）の一時的な金銭的負担を軽減するため、事業者が申請者の委任を受け当該補助金の受領を行う場合（以下「代理受領」という。）の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事業者」とは、申請者と耐震改修時バリアフリー化に係る工事及び委託に係る契約を締結した者をいう。

(対象補助金)

第3条 代理受領の対象は、新城市耐震改修時バリアフリー化事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

(届出)

第4条 補助金の受領において、代理受領制度を利用しようとする申請者は、完了実績報告書を提出する前までに、代理受領届出書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(届出の確認)

第5条 市長は、前条の代理受領届出書を受理したときは、その内容を確認のうえ代理受領届出確認通知書（様式第2）を申請者へ送付するものとする。

(届出の取下げ)

第6条 申請者は、前条の代理受領届出確認通知書の通知を受けた後に、代理受領を取下げようとする場合は、補助金交付請求書を提出する前までに代理受領届出取下届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(届出内容の変更)

第7条 申請者は、第5条の代理受領届出確認通知書の通知を受けた後に、届出の内容に変更が生じた場合は、代理受領届出変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の代理受領届出変更届を受理したときは、その内容を確認のうえ代理受領届出変更確認通知書（様式第5）を申請者へ送付するものとする。

3 前項の代理受領届出変更確認通知書による通知をした場合、次条及び第9条において「代理受領届出確認通知書」とあるのは「代理受領届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

(補助金の代理受領)

第8条 代理受領届出確認通知書の通知を受けた申請者は、補助金交付確定通知書により通知を受けた後、代理受領に係る委任状（様式第6）を市長へ提出することにより、補助金の受領を事業者に委任することができる。

2 市長は、前項の代理受領に係る委任状に基づき、申請者に代理して事業者へ補助金を交付するものとする。

3 事業者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を、耐震改修時バリアフリー化の経費として申請者へ請求する額から控除するものとする。

(利用の取り消し)

第9条 市長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定を取り消した場合
- (2) 代理受領届出確認通知書の受領が確認できない場合
- (3) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合
- (4) 法令又はこの要領に違反した場合
- (5) その他市長が代理受領制度の利用を不適当と認めた場合

(書類の保管)

第10条 代理受領制度を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。